

鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第41号

鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和49年鳥取県規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>様式第5号（第5条関係）</p> <p>入院措置決定通知書</p> <p>番 号</p> <p>様</p> <p>あなたは、精神保健指定医の診察の結果、入院措置が必要であると認められるので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 条第 項の規定により、下記のとおり通知します。</p> <p>年 月 日</p> <p>職 氏 名 印</p> <p>記</p> <p>1～5 略</p> <p><u>6 病院の治療方針に従って療養に専念してください。不明な点又は納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員に申し出てください。</u></p> <p><u>7 この入院措置又は病院の処遇に不満がある場合は、退院させ、又は処遇の改善のために必要な措置を指示するよう、鳥取県知事に対して請求をすることができます。</u></p> <p><u>また、この入院措置に不服がある場合は、この入院措置があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に鳥取県知事に対して審査請求をす</u></p>	<p>様式第5号（第5条関係）</p> <p>入院措置決定通知書</p> <p>番 号</p> <p>様</p> <p>あなたは、精神保健指定医の診察の結果、入院措置が必要であると認められるので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 条第 項の規定により、下記のとおり通知します。</p> <p>年 月 日</p> <p>職 氏 名 印</p> <p>記</p> <p>1～5</p> <p><u>6 不明な点又は納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員に申し出てください。それでもなお、入院又は処遇に納得のいかない場合には、あなた又はあなたの保護者は、退院又は病院の処遇の改善を指示するよう、知事に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか又は最寄りの保健所若しくは鳥取県福祉保健部障がい福祉課にお問い合わせください。</u></p> <p><u>7 病院の治療方針に従って療養に専念してください。</u></p>

ることができます。

これらの点について詳しくお知りになりたいときは、鳥取県福祉保健部障がい福祉課又は最寄りの保健所にお問い合わせください。

8 この入院措置の取消しを求める訴えは、この入院措置があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は、鳥取県知事となります。）提起することができます。なお、この入院措置があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この入院措置の日の翌日から起算して1年を経過するとこの入院措置の取消しの訴えを提起することができなくなります。

また、この入院措置があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この入院措置の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、提起することができます。なお、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの入院措置の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第24号の2（第18条、第20条関係）

診断書（精神障害者保健福祉手帳用）

略
⑧ 現在の障害福祉サービス等の利用状況 （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービスの内容、保健師等の自宅訪問による生活指導等の状況、生活保護の有無等）
略

注 略

様式第24号の2（第18条、第20条関係）

診断書（精神障害者保健福祉手帳用）

略
⑧ 現在の障害福祉サービス等の利用状況 （障害者自立支援法に規定する自立訓練（生活訓練）、共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）、居宅介護（ホームヘルプ）、その他の障害福祉サービス、訪問指導、生活保護の有無等）
略

注 略

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。